

ペットのために財産を残す負担付遺贈

高齢化が進む中、ペットと暮らす高齢者が増えています。しかし、飼い主が先に亡くなった場合、残されたペットの行き場や生活費に困るケースもあります。

今回は、遺言で「ペットのために財産を残す」ための方法である「**負担付遺贈**」について、事例も交えて分かりやすくご紹介します。



負担付遺贈とは？

負担付遺贈とは、財産を渡す代わりに「何らかの義務（負担）」を条件にする遺言です。ペットの面倒を見ることを条件に、信頼できる人に財産を遺贈することができます。

【事例】

Aさん（85歳）は猫の「ミケ」と暮らしていました。自身に万一のことがあったとき、妹のBさんにミケの世話をお願いしたいと考え、「ミケの世話を条件に、現金100万円を渡す」という内容の遺言を作成しました。これが「**負担付遺贈**」です。

ペットに直接財産を遺贈できない理由

法律上、ペットは「人」や「法人」ではないため、財産を受け取る権利がありません。遺言で「ペットに財産を渡す」と書いても無効となってしまいます。

負担付遺贈の仕組みと注意点

負担付遺贈を確実に実現するためには、次のような点に注意が必要です：

- ・信頼できる受遺者を選ぶこと
- ・「遺言執行者」を指定しておくこと
- ・内容を明文化し、公正証書遺言で作成すること



負担付死因贈与との違い

負担付死因贈与は「契約」であり、生前に世話を開始できるメリットがあります。一方で、撤回には両者の合意が必要なため、柔軟性はやや劣ります。

【比較事例】

Cさんは自分の入院が増えてきたため、知人のDさんと「死因贈与契約」を結び、今から飼い犬の世話を依頼し、亡くなったら預金の一部を譲るという形にしました。

まとめ

ペットは家族です。自分がいなくなった後も幸せに暮らせるよう、**生前から準備をしておくことが大切です。負担付遺贈や死因贈与はそのための有効な方法です。**

公正証書遺言や契約書の作成については、岩船滋人行政書士事務所までご相談ください。